

土地改良法等の一部を改正する法律案要綱

第一 土地改良法の一部改正

一 目的規定及び土地改良長期計画に係る規定の見直し

目的規定について、農業生産の基盤の整備及び「保全」を図るものとし、「農業の生産性の向上、農業生産の増大、消費者の需要に即した農業生産の推進、農業構造の改善及び農業生産活動の継続的な実施」に資するものとするともに、土地改良長期計画に係る規定を同様に見直すものとする。

（第一条第一項及び第四条の二第三項関係）

二 基幹的な土地改良施設の更新事業の申請によらない土地改良事業への追加

国又は都道府県は、事業参加資格者からの申請によらず、一定の要件を満たす基幹的な土地改良施設の更新のための土地改良事業を行うことができるものとする。

（第八十七条の二関係）

三 連携管理保全事業の創設

（一）土地改良区は、単独で又は共同して、土地改良施設及び当該土地改良施設との間に地域の自然的社会的諸条件からみて相当の関連性がある施設（以下「関連施設」という。）の管理者、関係市町村そ

の他の関係者（以下「関係者」という。）と連携して、当該土地改良施設の管理に関する活動、当該活動と一体として行う当該関連施設の保全のために行う取組及び当該取組における役割分担、これに基づく土地改良区の運営基盤の強化等の取組（以下「連携管理保全事業」という。）を行おうとする場合には、連携管理保全事業の計画（以下「連携管理保全計画」という。）を作成し、都道府県知事の認可を受けなければならないものとする。

（第五十七条の十一第一項関係）

（二） 連携管理保全計画には、連携管理保全事業の実施に係る六の情報通信環境整備事業に関する事項及び土地改良区の合併に関する事項を定めることができるものとする。

（第五十七条の十一第三項関係）

（三） 土地改良区は、連携管理保全計画の作成及び連携管理保全事業の実施に関し必要な事項について協議を行うため、当該土地改良区及び関係者により構成される協議会を組織することができるものとする。

（第五十七条の十四関係）

（四） （二）の事項が定められた連携管理保全計画について都道府県知事の認可があったときは、当該連携管理保全計画に従って行う六の情報通信環境整備事業又は土地改良区の合併に係る認可があったものと

みなすものとする。

(第五十七条の十五関係)

(五) 土地改良区は、その組合員又は組合員以外の者の連携管理保全事業への参加の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体は、当該措置が円滑に実施されるよう、土地改良区に対し、必要な指導、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(第十五条の五関係)

四 急施の事業の対象となる事業の追加

(一) 急施の防災事業において、農業用排水施設の地震又は豪雨に対する安全性の向上に加え、農業用排水施設が老朽化したこと等により決壊その他の事故による被害を防止するため急速に農業用排水施設の変更を内容とする土地改良事業を行う必要があると認める場合には、緊急防災等工事計画を定めてその土地改良事業を行うことができるものとともに、急施の防災事業の対象に、既存の農業用排水施設に代わる農業用排水施設の新設（当該新設に附帯して行う当該既存の農業用排水施設の変更又は廃止を含む。）を追加すること。

(第八十七条の四及び第九十六条の四関係)

(二) 急施の復旧事業において、土地改良施設の復旧事業とこれに附帯して施行することを相当とする再

度災害を防止するため又は当該復旧事業に係る突発事故被害と類似の被害を防止するために行う当該復旧事業に係る土地改良施設の変更を内容とする土地改良事業とを一体とした事業を急速に行う必要がある場合には、応急工事計画を定めて当該事業を行うことができるものとする。

（第四十九条、第八十七条の五及び第九十六条の四関係）

五 農地中間管理機構関連事業の拡充

農地中間管理機構が賃借権等を有する農用地を対象とする土地改良事業（以下「農地中間管理機構関連事業」という。）について、実施主体に市町村を追加するとともに、対象に農地中間管理機構が所有権を有する農用地を追加すること。

（第八十七条の三、第九十六条の四等関係）

六 情報通信環境整備事業の創設

土地改良区は、農業用排水施設の管理の効率化を図るとともに、地域における情報通信技術の活用の促進に資するため、情報通信技術の利用上必要な施設の新設、管理、廃止又は変更を内容とする事業（以下「情報通信環境整備事業」という。）を行おうとする場合には、情報通信環境整備事業の計画その他必要な事項を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないものとする。

(第五十七条の九及び第五十七条の十関係)

七 土地改良区等の体制及び運営に関する措置

- (一) 土地改良区は、土地改良施設の管理に関連する活動を行う団体その他の者を、その者が住所を有する地域にかかわらず、施設管理准組合員として加入させることができるものとする。

(第十五条の二第二項関係)

- (二) 土地改良区は、理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないものとする。

(第十八条第六項関係)

- (三) 土地改良区の総会の招集に当たり、場所の定めのない総会とすることができるものとする。

(第二十八条関係)

- (四) 土地改良区は、将来行われるべき土地改良施設の更新に必要な費用に充てるために資金を積み立てることができるものとする。

(第四十二条関係)

- (五) 土地改良区等が解散した場合の残余財産は、土地改良事業を行う者その他土地改良事業と類似の公益性を有する事業を行う法人（農林水産省令で定めるものに限る。）等に帰属させなければならない。

ものとする。

(第六十九条第二項及び第百十一条の二十八関係)

(六) 土地改良区が都道府県知事等による解散命令によつて解散した場合の清算の手續については、總會の承認を都道府県知事の認可に代えるものとする。

(第七十一条の七関係)

(七) 土地改良区連合は、所属土地改良区の合併により一の土地改良区のほかにその所属土地改良区がなくなつた場合には、当該一の土地改良区が都道府県知事の認可を受けて当該土地改良区連合の権利義務を承継することによつて解散するものとし、この場合には、当該土地改良区連合は、都道府県知事の認可を受けなければならないものとする。

(第八十三条の二関係)

八 土地改良事業の適正な実施に関する措置

(一) 国営土地改良事業の農林水産大臣への申請に係る書面について、都道府県知事の經由を廃止するとともに、第一号法定受託事務を定める規定から当該經由に係る都道府県の事務を削ること。

(第八十五条から第八十五条の四まで及び第百三十六条の五関係)

(二) この法律中市町村又は市町村長に関する規定を特別区若しくは特別区の区長又は指定都市の区若しくは区長に適用する規定を削ること。

(旧第百二十五条関係)

九 土地改良事業計画の変更又は土地改良事業の廃止に係る手続の見直し

(一) 土地改良事業計画の変更又は土地改良事業の廃止をしようとする場合であつて、土地改良事業により利益を受けないことが明らかになった土地についての事業参加資格者から申出があつたときは、当該申出をした者について土地改良事業計画の変更又は土地改良事業の廃止における同意徴集の対象から除くとともに、一定の要件を満たすときは、当該申出に係る変更を土地改良事業計画の重要な部分の変更から除くこと。

(第八十八条第一項等関係)

(二) 国営又は都道府県営土地改良事業のうち一定の要件を満たす施設更新事業の計画の変更について、その計画の変更後においても当該要件を満たす場合に限り、事業参加資格者からの同意徴集の要件を緩和すること。

(第八十八条第六項関係)

十 完了前の国営又は都道府県営土地改良事業の廃止に係る手続の見直し

農林水産大臣又は都道府県知事は、完了前の国営又は都道府県営土地改良事業について、市街化の進展等の条件の変化により、これらの土地改良事業の工事が完了してもその土地改良事業の施行に係る土地の大部分が予定していた利益を受ける見込みがなくなつたと認められる場合において、事故により周

辺の地域に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、事業参加資格者の同意を得ることなく、当該土地改良事業の廃止をすることができるとすること。

（第八十八条の二関係）

第二 農業経営基盤強化促進法の一部改正

地域計画を定めた区域に限り農作業等の受委託に係る農用地を農地中間管理機構関連事業の対象とする土地改良法の特例規定について、実施主体に市町村を追加すること。

（第二十二條の六関係）

第三 農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正

農地中間管理事業規程の記載事項における農用地等の所有者等に対する農地中間管理機構関連事業に係る説明の規定について、市町村が行う農地中間管理機構関連事業を追加すること。

（第八条第三項第三号ホ関係）

第四 施行期日等

一 この法律は、令和七年四月一日から施行するものとする。

（附則第一条関係）

二 所要の経過措置を整備するとともに、関係法律について所要の改正を行うこと。

（附則第二条から第八条まで関係）